

FOR TOMORROW

しぶや法人



〈昭和記念公園 コスモス〉

—平成28年 年末調整等説明会のお知らせ— —会員増強月間始まる—

2016.10・11
No. **543**
平成28年

会員増強にご協力を	3
渋谷税務署 新幹部の紹介	4
平成28年 年末調整等説明会	5
事業ア・ラ・カルト	8
都税コーナー	14

法人会掲示板 10・11月

10月・11月・(12月)実施する主な事業

- 10月2日 千駄ヶ谷まつり (第10ブロック)
- 10月2日 第4回婚活イベント
(東京ヴァンテアンクルーズ)
- 10月4日 副都心線サミット (女性部会)
- 10月7日 事業承継セミナー
- 10月9日 恵比寿ビール坂祭り (第1ブロック)
- 10月11日 源泉研究部会研修会
- 10月12日 企業経営の原理原則セミナー (第2回)
- 10月15日 けやきの苑西原慰問
- 10月17日 第1ブロック税務講習会
- 10月18日 第9ブロック税務講習会
- 10月19日 第8ブロック税務講習会
- 10月20日 法人会全国大会
(税制改正要望大会：長崎)
- 10月21日 第10ブロック税務講習会
- 10月25日 第11ブロック税務講習会
- 10月26日 チャリティゴルフコンペ
- 10月27日 第7ブロック税務講習会
- 10月28日 源泉研究部会研修会(年末調整説明会)
- 11月1日 渋谷駅前清掃 (青年部会)
- 11月2日 第4ブロック税務講習会
- 11月5日 渋谷区くみの広場
6日 渋谷区くみの広場
- 11月7日 あやめの苑代々木慰問
- 11月9日 第8・9ブロック見学研修会
- 11月10日 美竹の丘しぶや慰問
- 11月11日 エンジェルスセミナー (女性部会)
- 11月14日 第3ブロック税務講習会
- 11月16日 渋谷税務署長納税表彰式
- 11月16日 企業経営の原理原則セミナー (第3回)
- 11月17日 見学研修会 (青年部会・女性部会合同)

定例説明会等のお知らせ

《決算法人説明会》

日時 10月13日(木) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室

日時 11月22日(火) 午後1時30分～4時
日時 11月24日(木) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

- 11月18日 経営税務学校
- 11月28日 地方税セミナー
- 12月1日 広報委員会
- 12月3日 フェスタ原宿
- 12月6日 第2ブロック税務講習会
- 12月6日 渋谷駅前清掃 (青年部会)
- 12月8日 チャリティボウリング大会 (青年部会)
- 12月12日 救急救命講習会 (青年部会)
- 12月21日 理事会

◎ブロック税務講習会：ご案内は各ブロックごとに差し上げます。

◎年末調整等説明会：11月8日(火)、9日(水)
渋谷区文化総合センター
＜ご案内は、10月末に税務署から発送されます＞

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

11月健康診断日程

＜全日本労働福祉協会：東郷神社 和楽殿＞
21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金)・28日(月)
ご案内は別途封書で差し上げます。

“今日、そこに いくらかの不満があっても ……
明日の幸せは あなたのもの ウェストというアカデミックなお店は
そんなあなたを お待ちするためにあるのです”

少人数から60名様のご宴会・各種パーティー等
ご予算に応じ承ります。
又お勤め帰りに欧風居酒屋
としてもお気軽にご利用
下さいませ。

営業時間
午前11:00～午後11:00
(日・祭日はご予約のみ営業)

欧風家庭料理の店

West Café Restaurant
ウェスト

渋谷区渋谷1-10-7 グローリア宮益坂Ⅲ1F
渋谷宮益坂(渋谷郵便局近く)

☎ 3400-0428

10月・11月・12月は 法人会の会員増強月間

ー増強目標は250社です達成にご協力下さいー

今年も法人会では、10月、11月、12月の3ヶ月間、例年通り会員増強月間を実施いたします。増強目標は今年は250社と定め、各ブロック役員、また会員の皆様のご協力をお願いすることといたしました。

会社経営者や総務・経理担当者は、税理士に相談できるぐらいの知識は必要です。知らなかったではすみません。

法人会に入会しますと、法人会が開催いたします諸事業に無料、または非常に安い料金で参加可能です。決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加でき、地域での情報も得ることができます。法人会は、様々な業種の法人の集まりです。多くの経営者の方々と親交を深められ、事業のプラスになります。

☆セミナーオンデマンドとDVD無料レンタルのご案内☆

渋谷法人会HPから418タイトル、2702のムービー（2016年8月現在）の税務から経営、経済、労務等会社経営に役立つセミナーをご覧いただけます。

会員でない方でもご覧いただけるものもありますが、是非、会員の方はメールアドレスの登録をして、会員専用セミナーもご覧下さい。

また、“マイナンバー”をはじめ簿記、ビジネスマナー、エクセル講座や職場のなどの知識を得られるDVD無料レンタルもあります。（会員のみ）

※メールアドレスの登録をすると、他のコンテンツもご利用可能となり、会社事業のPR等もできるようになります。

公益社団法人 渋谷法人会ホームページ

渋谷法人会

検索 

新幹部の ご紹介

7月10日の定期異動により、渋谷税務署の幹部の方々の異動がありました。そこで法人会事業と関わりのある新幹部の方をご紹介します、今後のご指導ご支援をお願い申し上げます。



署 長
三塚 一彦 氏



副署長(法人調査担当)
宮部 国輝 氏



副署長(法人総括担当)
堀 隆治郎 氏



法人課税第1部門統括官
花田 孝幸 氏



法人課税第2部門統括官(消費・印紙税)
穴見 雄司 氏



法人課税第3部門統括官(源泉税)
高盛 弘美 氏

新審理担当官グループ

講習会や研修会で直接、講師等を務めていただく方々です。



法人課税第1部門
審理担当上席調査官(法人税)
本田 知幸 氏



法人課税第1部門
審理担当上席調査官(法人税)
大西 公彦 氏



法人課税第1部門
審理担当調査官(法人税)
吉田 麻美 氏



法人課税第3部門
審理担当上席調査官(源泉税)
関 孝浩 氏



法人課税第3部門
審理担当調査官(源泉税)
吾妻 紗代子 氏

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ

～平成28年分 年末調整等説明会の開催～

税務行政につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場願います。

(「年末調整のしかた」などの書類につきましては、10月下旬に発送を予定しております。)

開催日	用紙配布	説明会	対象地域(※)	会 場
11月8日(火)	9:20～9:50	10:00～12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷区文化総合 センター大和田 渋谷区桜丘町23-21 (下の地図をご覧ください。)
	13:20～13:50	14:00～16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月9日(水)	9:20～9:50	10:00～12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	
	13:20～13:50	14:00～16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿楽町、代官山町、東、広尾	

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【問い合わせ先】

○説明会、源泉所得税関係について

渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181 内線 5032

○用紙請求、法定調書関係について

渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181 内線 2022

○給与支払報告書及び住民税特別徴収について

渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726・1738・1743 (直通)

自動音声案内にしたがって、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。
なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

【説明会場案内図】

※昨年と同じ会場で開催します。



渋谷区文化総合センター大和田
渋谷区桜丘町23-21

アクセス

- ・渋谷駅より徒歩5分
- ・大和田シャトル直行バス
(ハチ公 - 大和田)
- ・ハチ公バス コミュニティバス
(夕やけこやけルート)

◎説明会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

この社会あなたの税が生きている



～「税を考える週間」とは～

平成28年11月11日(金)～17日(木)

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」は、テーマを「くらしを支える税」として、以下のとおり実施します。

1 国税庁ホームページによる広報

○国税庁の取組紹介

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介します。
- ・調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
- ・国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しています。

2 SNSを利用した広報

○ツイッターによる情報発信

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。

3 講演会の実施や関係民間団体等との連携

社会人や大学生を対象とした講演会や説明会を実施します。

また、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施します。

4 社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・納税手続などへの国税庁の取組

○社会保障・税番号（マイナンバー）制度

社会保障・税番号（マイナンバー）制度については、平成27年10月からマイナンバー（個人番号）及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。



なお、平成29年1月以降は、各種申告書や法定調書等への番号記載が本格化することから、国税庁においては、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

また、国税庁は、法人番号の付番機関であることから、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されるよう、関係省庁と連携を図りつつ、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組めます。

○e-Tax

e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ

国税分野におけるマイナンバー制度に関する情報は （www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm）、

国税庁法人番号公表サイト



（www.houjin-bangou.nta.go.jp）へ

e-Taxを利用しよう

都税事務所だより

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	—
電子納税	○本税の納付 ○見込納付（確定申告分のみ） ○加算金の納付 ○延滞金の納付	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	—

<eLTAXのご利用時間>

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆さま

平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収の実施に向けて、ご協力くださるようお願いいたします。

特別徴収とは？

事業主の方（特別徴収義務者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収義務者となる事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。



■詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索

個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会 事業 アラカルト

第45回夏期ゼミナールを開催

8月2日(火)3日(水)、恒例の夏期ゼミナールを今年は箱根湯本温泉、ホテル南風荘に於いて開催した。

開会は午後3時20分、柳田会長の挨拶に引き続き、明治大学政治経済学部特任教授の山田伸二氏を講師に迎え、『正念場の日本経済』と題して講演をいただいた。

まだまだアベノミクスは道半ばであり、日本経済の先行きは不透明なので、しっかり見極めなければならないと語られ、講演終了後日本経済に関する質問が相次いだ。

午後6時から懇親会に入り、会長挨拶、宇野澤顧問の乾杯に始まり、歌に会話に大変盛り上がった。午後8時五月女副会長の中締めで宴会を終了。翌朝、朝食後解散した。

出席者62名



講師：山田伸二氏



夏期ゼミナール



柳田会長挨拶



懇親会

経営者限定セミナー

去る7月21日(木)午後2時より渋谷法人会館に於いて、(株)エフアンドエムの白木和之氏を講師に迎え、経営者限定セミナーを開催した。



講師：白木和之氏



経営者限定セミナー

内容は、2016年版助成金・補助金の傾向と対策。会社にお金を残すための金融機関対策と資金繰り改善法。最新の法改正と会社を護るための労務管理の3つを中心に、累計25,000社のコンサルティング実績を元にした改善策を伝えた。

出席者は、27名

会員増強合同会議を開催

渋谷法人会では、法人会事業の充実等を図るため、毎年会員増強月間(10・11・12月)を開催しており、今年も8月29日(月)渋谷法人会館において、(正副会長・常任理事・組織委員)会員増強合同会議を開催した。

当日は渋谷税務署より、堀法人総括担当副署長、花田法人第一統括官と本田審理担当上席にご出席いただき、依然として厳しい経済環境の中、五月女組織委員長挨拶現状報告と今年度の会員増強月間の実施要領、退会防止策や増強目標数について最終検討をした。

目標数は経済環境を鑑み、今年も250社に決定した。



堀法人総括担当副署長挨拶



会員増強合同会議

広報委員会を開催

去る9月1日(木)午後4時より法人会館において、広報委員会を開催した。

まず、渋谷法人会ホームページを利用した会員サービスの周知のため、メール会員への一斉送信をしてみたいとの提案が有り、一斉送信を試してみることになった。

次にしゅば法人【No.542】8月・9月号の経過報告をし、続いて【No.543】10・11月号、【No.544】12月号の掲載予定内容を検討した。



野口広報委員長挨拶



広報委員会

電子納税、電子申告を活用しよう



花田第一統括挨拶

続いて新入会員を対象にした、名刺大広告の掲載スタイルの事例を考えてくるという前回の宿題に沿って委員長と事務局から提出し、とりあえずその事例を付けてアプローチしてみることにした。

出席者は渋谷税務署から花田第一統括官、本田審理担当上席調査官。委員の出席は野口委員長他10名。事務局2名。

第二回理事会を開催

去る9月12日(月)午後4時から原宿東郷記念館において、税務署異動後初の今年度第二回理事会を開催した。

最初に柳田会長の挨拶に続き、7月に赴任された渋谷税務署三塚(みづか)署長にまずご挨拶をいただき、続いて宮部副署長、堀副署長、花田第一統括官、本田審理担当上席に自己紹介とご挨拶をいただき、議案審議に入った。

審議は新会員の承認、講師料の検討、会員増強合同会議や社会貢献事業、税を考える週間行事を始め、今後の事業計画の承認を得た。

その後渋谷税務署新幹部との名刺交換をした。

出席者は、署から三塚署長、宮部副署長、堀副署長、花田第一統括官、本田審理担当上席調査官、法人会は、柳田会長他47名。



理事会・名刺交換会

GVCセミナー(第1回)を開催

9月13日(火)午後3時より、GVCセミナー(企業の原理原則～事業者目線から経営者目線への成長を目指す)の第1回(全3回シリーズ)を渋谷法人会館で開催した。

どうやって自分の企業を良くしていくかを真剣に考えるためのセミナーで、第1回目は、企業競争力の観点から、事業者目線、銀行目線、株主目線の3つの目線を理解し、資金調達コストを考え、いかに資産・資

本効率を上げるかを学ぶために開催した。

講師はGVCアセットマネジメント(株)代表の寺本義雄氏。出席者は8名。



講師：寺本義雄氏



GVCセミナー

ブロックだより

健康講座を開催

第5ブロック(梅原ブロック長)

第5ブロックでは去る7月20日(水)健康講座を渋谷区宇田川町の中国料理「白鳳」において開催した。

今回の健康講座は、『痛みと筋肉の関係』と題して、足や腰の痛み、肩や首の凝りなどを減少させるには、どこをどうほぐせば効果的なのかを主眼に、出席者にモデルになってもらってストレッチを実践した。

説明は非常に分かりやすく、ストレッチは気持ちいいが基本。痛みを感じるのはダメ、少しずつでも続けることが大事とのことだった。

講師は元プロボクサーで、トレーニングジム等を経営している元B21のヒロミ氏やカーヴィーダンスの堅木裕美氏と一緒に仕事をして経験を積んだ篠原幸司氏。

渋谷区桜丘町で(株)ボディインフィニティというジムを運営しており、なかなか予約がとれないが顧客には、法人会の役員や芸能人もいるとのこと。

出席者25名。(写真はジムにて施術中の篠原氏)



健康講座講師：篠原幸司氏

第7ブロック研修会

日時 7月20日(水) 午前8時10分～午後6時30分
行き先 河口湖ハーブ館、笹ご茶屋野菜狩り体験、笹一酒造(車中：ビデオ研修、税金クイズ)

参加者 35名

法人会の事業活動に積極的に参加しよう



7ブロック見学研修会

第10ブロック研修会

日 時 9月3日(土) 午前7時30分～午後7時00分
行き先 真田氏歴史館、信州上田真田丸大河ドラマ館、
上田市立博物館、沓掛酒造(車中：税金クイズ)
参加者 19名



10ブロック見学研修会

笹塚サマーフェスティバルに参加

第7ブロック(田中ブロック長)

笹塚駅前毎年7月下旬に金・土の2日間開催している笹塚サマーフェスティバルの1日目の7月22日(金)に今年も参加した。



笹塚サマーフェスティバル

ことしも猛暑の中のフェスティバルとなったが、恒例の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、解答者にお菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。

第19回初台地区ふれあいまつり

第8ブロック(光山ブロック長)

第9ブロック(野口ブロック長)

去る7月24日(日)初台地区の初台まつりに、昨年に引き続き、第8ブロックと第9ブロックで合同参加し、事務局からも2名参加した。また今年も就業体験の代々木中学校の生徒6名と引率の先生1名がその受付を担当した。

渋谷税務署監修の恒例の“税金クイズ”に大人の方



初台ふれあいまつり

はもちろん、主に夏休みに入ったばかりの子供たちが挑戦、一所懸命に考え、その後もらった景品に喜んでいました。

恵比寿盆踊り大会に参加

第2ブロック(雨宮ブロック長)

去る7月29日(金)30日(土)と恵比寿盆踊り大会が開催され、第1日目の29日に第2ブロックの役員の方々と事務局2名、大同生命2名が参加した。



恵比寿盆踊り

今年も猛暑の中、渋谷税務署監修の“税金クイズ”に挑戦してもらい、解答していただいた方にはカップメン、お菓子そして子供にはおもちゃも提供し、法人会をアピールした。

ちゃんこ鍋の会に参加

第1ブロック(大塚ブロック長)

8月21日(日)渋谷法人会第1ブロックの中で東地区の氷川神社で毎年開催されている“ちゃんこ鍋の会”に昨年に引き続き参加した。

このちゃんこ鍋の会では奉納相撲も行っており、木瀬部屋の力士が来て子供たちや地域の方と相撲をとったりする。



氷川神社ちゃんこ鍋の会

法人会から花小鉢、その場で作ったポップコーン、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



奉納相撲

メールアドレスを登録しよう

「頼らず・頼まず・当てにせず」で 運命を切り開く

●他人の失敗からも学ぶことはできる

若いころ、ある人からこんなことを聞いたことがあります。

世の中の人、3通りに分けられる。何かよくないことが自分の身に降りかかったり失敗をしたりすると、「自分は決して悪くない」と確信し、「あの人がよくなかった……」「ひどい世の中だから……」「ツイていなかった……」などと、その原因をすべて他人や世の中、運のせいにして経験から何も学ぼうとしない「他罰型人間」。

次は「電信柱が高いのも、郵便ポストが赤いのもみんな私が悪いから……」とばかり、何でもかんでも自分のせいにしてしまうことで一歩も先に進んでいこうとしない「自罰型人間」。

3番目が、失敗の原因を冷静に見極め、その失敗から学ぶことで次々と困難を克服し、自分の目標を達成していく「問題解決型人間」で、こういう人が組織で求められるというのです。

ところが、先日のテレビドラマを見ていたら「愚者は経験から学び、賢者は歴史から学ぶ」というセリフが、聞こえたので、失敗という経験から学ぶ「問題解決型人間」では不十分なのかと気になり、ネットでいろいろとこの格言について調べてみました。

この言葉は、ドイツ統一を果たした「鉄血宰相」ビスマルク（1815～1898）の言葉に由来するそうで、実際は、「愚者だけが自分の経験から学ぶと信じている。私はむしろ、最初から自分の誤りを避けるために、他人の経験から学ぶのを好む」と、ビスマルクは言ったそうです。「ならば問題解決型人間は、自分の失敗だけではなく他人の失敗からも学んでいるのだ」と今ごろになって気がつきました。

●「自助努力型人間」とは

「現代でも人間には、天動説で生きている人間と、地動説で生きている人間の2通りがある」そうです。

天動説というのは地球が宇宙の中心であるという考え方で、要するに「世の中は自分中心に動いている」と思い込んでいる人で、よく言われる「ジコチュー」な人間です。こういうわがままな人がいると、周りは振り回され、たまったものではありません。

一方、地動説は「宇宙（太陽系）の中心は太陽であり、地球は他の惑星と共に太陽の周りを自転しながら公転している」という説で、人に当てはめると「他人のことを考えながら行動する人」となるでしょう。こういう気遣いのある人が一人でも多くいてほしいのですが、残念ながら地動説で生きている人は少数派のようです。

「人間には他力本願で生きる人間と自助努力で生きる人間の2通りがある」とも言います。

「他力本願型人間」を「くれない族」とも言います。先の「他罰型人間」にやや近く、「自分ができないのは～してくれないからだ」「～やってくれない？」と他人に依存して生きています。これは、自分の運命を他者に委ねることですから、自分の思うようにならないことが多々あります。だから不平不満や不安を常に感じています。そして、その不満や不安を解消するために、いつも「くれ、くれ」と、義務を果たさずに権利ばかりを主張します。

それとは反対に、「他人に依存せず、自分の力で困難を乗り越える努力」を「自助努力」と言います（三省堂『大辞林』）。「自助努力型人間」は、運命を自分の手で切り開くのだという確固たる信念をもっています。だから「頼らず・頼まず・当てにせず」で、毅然として生きています。当然、不平不満や不安はありません。だからこういう人には他者からの援助の手が自然と差し伸べられます。「自助努力型人間」は、その援助をかたくなに拒むのではなく、素直に受け入れるから、おのずと運命が開かれていくのです。

一度、「頼らず・頼まず・当てにせず」で、事に当たってみてはいかがでしょうか。

おっと危ない!

言葉の落とし穴

●鋭意 誠意とは違います

「誠意努力します」「誠意作成中」…。インターネット上でたくさん見られるこれらの「誠意」は、「鋭意」と勘違いしているのだろう。

「鋭意」は、気持ちを集中して励むこと。通常、副詞的に用いる言葉で、「鋭意研究に努める」「鋭意努力する」などの例が辞書に挙がっている。一方、「誠意」はまごころのこと。「誠意を尽くす」「誠意のこもった手紙」など名詞として使う。

ただ、「誠心誠意」なら副詞的に使うので「誠心誠意努力します」だったらOKだ。その省略形が「誠意努力します」とは認められないが…。

●義損金 損じゃない!

被災地にまとまったお金を届ける活動をしている団体などのホームページを見てみると、「義損金の受け付け」「義損金のご報告」などと書かれていることがある。よく見ると「損」の文字が入っているのだ。

これは「義損金」と書くのが正しい。「損は捨てる意で、私財を出して人を助けることを表す。

「義損金」をギソキンと誤って読んで、自ら使うときも「義損金」としてしまったのだろう。

今では「義援金」の表記も一般的だ。新聞では「捐」の字が常用漢字表にないため「義援金」を用いる。

●悪女の深情け 悪女って?

シンガー・ソングライターの中島みゆきさんは、過去に、悪女になる（悪女のふりをする）のなら月夜はおよしと歌って、大ヒットさせた。

「悪女」は一般的には、性格の悪い女性、男を手玉に取るような女性をいうが、「悪女の深情け」の悪女も同じだと思ってはいけない。

ここでいう「悪女」は、器量の悪い女性のこと。要するに外見の話なのだ。

顔立ちの悪い女性ほど実は情け深いところがある、という意味のことわざなのだ。転じて、ありがた迷惑の意味で用いられる。

●あいまみえる 何が見える!?

「新旧のチャンピオン同士が合間見える」「決勝戦で再び合間見えることになった」

「あいまみえる」は、お互いに顔を合わせることをいう。「合間見える」ではなく、「相まみえる(相見える)」が正しい。「あい」と「まみえる」に分けるべき言葉だ。

「相」はお互いの意で、相あわれむ、相携える、相語らう…などと使う。「まみえる」は「目見える」から来ており、もともと「会う」の謙譲語。

「相」と「まみえる」がくっつくと、対面するという意味になる。

防災・防犯 たまたま箱

尾崎 素那栄 ●災害防止アドバイザー

もしトイレが 使えなかったら

被災地で、最も不便なのがトイレの問題です。

仮設トイレの行列を嫌い、ついつい我慢して体調を崩してしまうこともあります。水がない場所でも、衛生的に処理できる市販の簡易トイレは平素から必ず用意しておきましょう。身近にあるもので便器を創ることも可能です

●いすをトイレに

座面が外れるいすは、トイレにリメイクできます。

座面をねじ回しなどで外し、その上に段ボールを何枚も重ねてU字型に切り抜き、下にビニール袋をかぶせたバケツを置くと、即席の便器が出来上がります。

●段ボールをトイレに

段ボールは何枚も重ねると板のよ

うな強度が出ます。座ってもつぶれないので、いすや便器の代用になります。

作り方は、1面が50cmぐらいの段

ボールを貼り合わせた板を5枚作ります。そのうちの4枚を接着剤で張り合わせてふたのない箱を作り、残った1面にU字型に切り込んだ段ボールを貼り付けて完成です。

●凝固剤の使用

いすや段ボールの簡易トイレの後始末用に、凝固剤を事前に入れておくと始末が簡単で清潔感が増します。

非常用として備えておきたい補助グッズ

ゴミ袋	ペットシート	簡易トイレ	大人用おむつ
排泄物を流せないのので便器にごみ袋をかぶせて用を足す。	吸水性が高く防臭効果もある。便器にごみ袋をかぶせてその上に敷く。	畜便袋と持ち運び袋、粉末凝固剤などのセット。1セット 600円程度。	災害時は仮設トイレも長蛇の列になる。小用ならおむつが便利。

段ボール箱の有効利用

衣装タンスなどの背の高い家具には、天井と家具との間にすっぽり収まる立体物を入れると転倒防止効果が増します。ただし天井にある程度の強度があること、立体物は隙間なく押し込むこと、揺れでずれたりしないことが条件です。

e-Taxを体験してみよう!

平成28年7月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)ハセガワエスティ	長谷川高士	東2-6-16	5766-9066	ブライダル業
1	(株)メディオクリタス	原田 和秀	広尾1-13-1	5488-7277	経営コンサルティング
2	(株)Aureolare	南川 勝	恵比寿南3-9-3-1F	6412-7100	美容室
3	渋谷法律事務所	吉田 正毅	渋谷2-10-16	5468-8688	弁護士業
6	(株)サカモト	早坂神樹朗	大山町25-12-407	3893-9620	内装仕上工事業
7	(有)センターアップ	中上 睦夫	幡ヶ谷2-1-1	5308-1292	ビルメンテナンス
7	水上紙工(有)	水上 和之	幡ヶ谷3-11-7	3377-6982	製本業
8	(株)アーバンデザインアンドマネジメント	小山 幸雄	代々木4-26-15-405		建築不動産コンサルティング
9	(株)リサーチライン	増田 貴弘	代々木2-23-1-760	6300-0279	市場調査
10	(株)プラネット	相沢 周作	千駄ヶ谷4-23-1	3479-6760	システムソリューション事業
10	(株)アクロスインターナショナル	中山 誠	千駄ヶ谷4-7-1	6455-5068	衣料品の輸入販売
区外	(有)星田	星田 由美	中央区銀座3-8-13	5524-7731	宝石店

平成28年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
3	(株)エクスプロージョンワークス	中村 通宏	渋谷3-2-11	6427-1846	サービス業（ライブハウス）
4	(株)ベルセウス	大和千由紀	桜丘町22-17-409	5707-6269	教育サービス
6	(有)ウィーズワークス	浦沢 敏	元代々木町 3-12	5738-2088	内装リフォーム
7	(株)伍光電機	橋本 輝樹	幡ヶ谷3-30-3		建設
8	味の素ゼネラルフーズ(株)	品田 英明	初台1-46-3	5365-8850	飲食料品卸売業
8	(有)レイマンズアソシエイツ	鈴木明氣雄	本町1-2-3	3376-1182	インテリア・家具卸
11	(株)ヴァリエンテ バルコ	今西 高生	神宮前1-8-8	3470-2137	不動産(管理)・飲食・美容

快適なお住居とオフィスの
環境づくりをお手伝します

有限会社 **小林カーテン**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-7-4

オーダーカーテン
ブラインド、ロールスクリーン
カーペット
クロス貼り

TEL 03-3400-0582
FAX 03-3400-0568



「特定空家等」に該当すると土地の税額が高くなる可能性があります（23区内）

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。同法に基づき勧告を受けた「特定空家等」の敷地については、区役所からの連絡により、賦課期日（1月1日）までに勧告に対する必要な措置が講じられたことが確認できない場合、**固定資産税・都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）対象から除外されます。**

★「特定空家等」とは？

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において「空家等」のうち以下の状態にあると認められるものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

★「空家等対策の推進に関する特別措置法」のお問い合わせ先

特定空家等の勧告や必要な措置等については・・・

→ご所有の土地・家屋が所在する区にある区役所へ

住宅用地の特例や固定資産税等については・・・

→ご所有の土地・家屋が所在する区にある都税事務所へ

それぞれお問い合わせください。

渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)



省エネ（熱損失防止）改修をした住宅に対する固定資産税が減額されます

＜減額の対象となる住宅＞

平成20年1月1日以前からある住宅で平成30年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く。）において、一定の要件を満たす省エネ（熱損失防止）改修工事を行った住宅

＜減額の年度と額＞

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます（賃貸部分は、減額の対象にはなりません。）。

減額を受けるためには、改修工事完了後3ヶ月以内に、申告が必要です。

詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

なお、23区外で省エネ改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

バリアフリー改修をした住宅に対する固定資産税が減額されます

＜減額の対象となる住宅＞

新築された日から10年以上経過した住宅で、65歳以上の方等が居住する住宅について、平成30年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く。）において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合

＜減額の年度と額＞

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます（賃貸部分は、減額の対象にはなりません。）。

減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。

詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

なお、23区外でバリアフリー改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

振替納税を利用しよう

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

＜減額の対象となる住宅＞

- ①平成30年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下）

＜減額される期間・税額＞

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の**1月31日までに**、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

しふや法人No.542

季節のクロスワードパズル●解答

解答 テリカエシ

ヒ	ノ	マ	ル	ベ	ン	ト	ウ
ガ	■	ツ	イ	ン	■	コ	エ
シ	ユ	リ	■	ゴ	ク	ウ	■
■	ウ	■	コ	シ	ツ	■	マ
シ	ヤ	ヨ	ウ	■	ク	カ	ン
ツ	ケ	■	テ	ツ	■	ミ	ホ
ナ	■	サ	ン	バ	イ	ザ	ー
イ	ワ	ト	■	サ	カ	■	ル

●当選者

しふや法人No.542の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。当選者は、下記の方々です。

(株)コアライブラリー協会 益田 祥様
シンキングアバウト(株) 水野 博美様
(株)エムエスアート 小幡 彰子様
桜武(株) 村岡利枝子様
マルフジエンジニアリング(株) 中田 俊一様

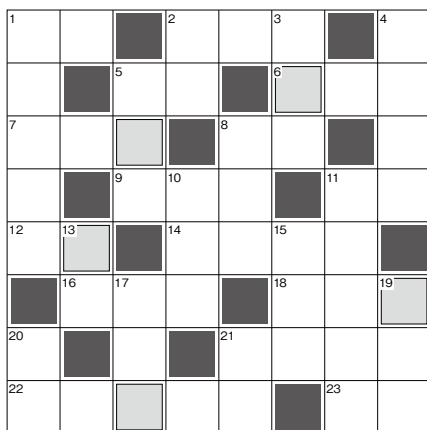
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、**平成28年11月9日(水)**（消印有効）とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 1 同名の寝台特急がある、W形の星座
- 2 春は花、秋はコレを見て、酔いましょか
- 3 ダテでかけて、知性派気どり?
- 4 ○○○○こやけの赤とんぼ〜♪
- 5 秋が来て、夏鳥はこの方向へグッバイ
- 6 空色に映える黄色い実。蜂蜜漬はノドのお薬
- 7 かき分け、くぐって店内へ
- 8 北の国から、新潟県の瓢湖へ飛来
- 9 鳴と書く。○○立つ沢の秋の夕暮れ
- 10 あわてて、右往○○する
- 11 降ったり止んだり。時雨の読みは?
- 12 カカシさんは、まだ「麦わら」ね
- 13 V字飛行隊といえば、この渡り鳥
- 14 キホーテさん、ガバチョさんに付く敬称

解答欄

ヨコのカギ

- 1 野分、裏白、やまじ、おしあな…何の名
- 2 軒下の巣を旅立って、今いずこ
- 3 木の太いところ。キツツキはココの穴
- 4 絵画の展示場。画商のお店の場合も
- 5 変わりやすいのは男心か、はたまた○○○心か
- 6 柿食えば、ゴ〜んと鳴るなり法隆寺
- 7 果実がたわわに。○○○の秋ですもの
- 8 ペンキ塗りには、平たい筆
- 9 人間は考える○○である
- 10 同じ土地に毎年同じ作物。⇄輪作
- 11 「○○○暗鬼」で、枯れススキが幽霊に見える
- 12 えっ、ミレーの「○○○拾い」は秋じゃない?
- 13 「もみじ」「まっかな秋」の音楽ジャンル
- 14 ちいさい秋小さい秋♪など、歌詞の繰り返し
- 15 牧場で反芻。天高く○○も肥ゆる秋

アミール

イベント会場・レッススタジオ・他

お問合せ TEL03-3409-2101

E-mail info@ami-hall.jp HP http://www.ami-hall.jp

従業員を大切にする経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6905

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>